

青葉区青少年の地域活動拠点 運営団体募集要項

横浜市では、中・高校生世代の青少年を主な対象とした、自立や成長を支援するための拠点「青少年の地域活動拠点」を設置しています。

青葉区青少年の地域活動拠点については、令和2年度から新設を予定しているため、令和2～6年度の運営団体を募集します。

1 青少年の地域活動拠点事業の概要と団体の選定

(1) 青少年の地域活動拠点づくり事業とは

中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行う「青少年の地域活動拠点」(以下、「地域活動拠点」という。)を運営する団体に対し補助を行い、青少年の成長を支援します。

(2) 運営団体選定の趣旨

民間事業者ならではの機動性・柔軟性やノウハウを生かして事業を進めていくため、申請の資格を満たす団体を広く公募し、応募のあった団体の中から、「青少年の地域活動拠点づくり事業」の運営を行う資質、能力を有し、適切な事業計画の提案のあった団体を選定します。

選定にあたっては、応募団体の提出する事業計画書の審査及び応募団体へのヒアリング等を通じて、応募団体を評価します。

(3) 運営期間

協定書締結日～令和7年3月31日(令和2年度中に開設すること)

(4) 運営方法

青少年の地域活動拠点づくり事業は、事業を運営する団体へ補助する方法で設置します。

事業実施にあたっての基本的事項や役割分担、個人情報保護の順守等を明示した協定書を青葉区と運営団体との間で締結します。

2 青少年の地域活動拠点としての基本的な実施事業

青少年の地域活動拠点づくり事業の基本的な実施内容は、次のとおりとし、運営団体は、地域の支援や協力を得ながら実施します。((1)～(4)は必須事業)

(1) 中・高校生世代の青少年が気軽に集い、自由に活動できる場の提供

(2) 中・高校生世代の青少年が仲間や異世代と交流する機会の提供

(3) 中・高校生世代の青少年を対象とした、地域資源を活用した社会参加プログラムの実施

(4) 青少年育成に取り組む支援者の情報交流・ネットワーク及び人材育成

(5) その他横浜市が必要と認める事業

3 業務の基準

(1) 青少年の地域活動拠点づくり事業に係る基本事項

ア 実施日

原則として、週3日以上とします。

イ 休業日(原則)

次の日は、休業日とすることができます。また、この他にも青葉区と運営団体が協議したうえで、必要と認めた場合は、休業日とすることができます。

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(ウ) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

ウ 実施時間

原則として、午後 3 時から午後 8 時まで

エ 対象者

中・高校生世代の青少年を中心とし、異世代間の交流を促進することを目的として、その他の世代も対象とすることができます。

※小学生や大人が利用者の大半を占める状況は好ましい状況ではありません。中・高校生世代の利用者数の増加に向けて、事業の企画や広報活動に努めてください。

オ 職員体制

中・高校生世代の青少年が安心して気軽に集えるスペースとするため、地域と連携した取組を展開していくことが可能なスタッフ体制としてください。

(ア) 責任者（チーフ）を配置してください。

(イ) 特に、常勤・非常勤の別や人数は指定しません。

(ウ) 他の事業や団体事務局等からの兼務・応援等は差し支えありません。

カ 運営体制

(ア) 保険の加入

施設を使用する運営団体側で、施設賠償責任保険に加入してください。

(イ) 法令の順守

業務を実施するうえで関係する法令や条例・規則等を順守し、適正な運営を行ってください。

(2) 地域活動拠点として運営団体が実施する事業

ア 中・高校生世代の青少年が気軽に集い、自由に活動できる場の提供

運営団体は、中・高校生世代の青少年が気軽に集い、自由に活動できる場となるよう、青少年の「居場所機能」を運営します。居場所機能は、どのような青少年も利用することができ、また、自由に活動することができます。運営にあたっては、居場所機能が青少年にとって家庭と学校以外に「自分が他者から認められる場所」と感じることができるよう、スタッフが青少年に関わっていきます。

居場所機能では、課題を抱える青少年の利用も想定されるため、青少年の悩みを受け止め、可能な範囲で、課題解決のための情報提供等に努めます。

イ 中・高校生世代の青少年が、仲間や異世代と交流する機会の提供

青少年が仲間や異世代と交流する機会を提供します。

また、地域活動や文化活動等に関わっている大人と青少年の交流や（例：音楽演奏指導、ダンス指導など）、地域の方や学生にボランティアとして居場所づくりに関わっていただくなど、異世代間の交流機会の提供やきっかけづくりを実施します。

ウ 中・高校生世代の青少年を対象とした、地域資源を活用した社会参加プログラムの実施

社会参加プログラムとして、青少年が家庭や学校で得られる経験以外で、社会人としての経験を得ることができる活動、又は、社会に向かって発信する活動を地域の方々の協力を得て実施します。

社会参加プログラムの具体例は以下のとおりであり、必須事業です。

- (ア) 各運営団体独自プログラム（例：地域フリーペーパー作成、地域団体・活動への参加等）
- (イ) 中・高校生自身が企画・運営するイベント（例：中・高校生による美術展、祭り等）
- (ウ) 区内の中・高校生向けの地域ボランティアの実施

主に夏休み期間を利用して、地域・団体（青少年指導員、放課後キッズクラブ、親子の集いの広場、地域ケアプラザ）など様々な地域資源を活用してボランティア体験機会を提供してください。

また、受入先は、多様な選択肢があることが望ましいので、毎年度拡充に努めてください。

※区内で中・高校生向けのボランティアを企画している施設・団体（例：社会福祉協議会、地域子育て支援拠点等）は複数あり、学校からは一つにまとめてほしいとの意見もあることから、各区の状況に応じて、地域活動拠点が中心となって区内の施設・団体と協働し、中・高校生向けボランティア活動の一括募集等に取り組みます。

また、実施する場合は、事前に横浜市に周知内容を報告したうえで、チラシやHPを活用して周知してください。

エ 青少年育成に取り組む支援者の情報交流・ネットワーク及び人材育成

地域全体で青少年を見守る環境づくりに取り組むため、青少年の育成に関わる地域の様々な団体・機関（例：区役所、学校、青少年指導員、民生委員・児童委員、自治会町内会、社会福祉協議会）との交流や連携、人材の育成を行います。

オ その他（地域住民や保護者へのアプローチ等）

地域住民や保護者の理解も重要です。区内には高いスキル・知見を有したシニア人材が多いことも踏まえ、広く地域住民や保護者向けの事業の企画や広報活動を行います。

（例：中・高校生世代の保護者が集まり、悩みの共有や、抱える課題の解決に向けたセミナーの開催など。）

※各事業に必要な経費については、利用者、参加者に実費相当の負担を求めることができます。

(3) 地域活動拠点としての管理運営にかかる事業

運営団体は、光熱水費の支出、清掃業務、消耗品の交換、修繕業務など、地域活動拠点の管理運営に関する業務を行います。

4 地域、学校及び区役所との協力・連携について

運営にあたっては、青少年自らの意見や提案を尊重するとともに、青少年育成に携わっている自治会町内会、青少年指導員、民生委員・児童委員、子ども会、PTA、社会福祉協議会などの地域の団体と十分連携し、地域から親しまれる拠点となるよう、努めてください。

また、区役所や学校と連携を図り、青少年に対する必要な支援について、十分協議しながら運営してください。

5 実施施設

事業実施にあたっては、事業を実施するための専用スペース（物件）を運営団体に確保していただきます。なお、本事業を実施していないときに、別利用とすることも可能とします。また、物件については、次の条件を満たしている必要があります。

応募時点において、実施場所の賃貸借契約等が成立していなくても応募は可能ですが、8月に現地確認を行う予定ですので建物所有者と調整をお願いします。また、事業実施が決定した際は、すみやかに建物所有者と賃貸借契約等を締結していただきます。

- ア 横浜市青葉区内にあること
- イ 専用スペースの面積が概ね 100 m²以上であること
- ウ 概ね 5 年以上継続して事業実施が可能と見込まれる物件であること
- エ 利用者の安全に考慮した仕様となっていること
- オ 昭和 57 年以降に完成した建築確認申請及び検査済の建物であること（昭和 56 年以前に完成した建物の場合は、耐震診断を実施し問題がない建物又は耐震補強済の建物であること。昭和 57 年以降に完成した検査済証のない建物の場合は、建築基準法適合状況調査（遵法性調査）又は耐震診断を実施し現行の基準を満たしている建物、あるいは、耐震補強済の建物であること。なお、応募時点で条件を満たしていない場合でも、選定にかかる検討会までに要件を充たすことを前提に、応募いただくことは可能です。）
- カ 立地する土地に建築協定、地区計画、地域まちづくりルール、街づくり協議等（以下「建築協定等」という。）の土地利用に係る制限が存在するかを確認し、該当する場合は制限内容や手続きの遵守を徹底頂くとともに、青葉区区政推進課までお問い合わせください。

※ 建築協定等の土地利用に係る制限の確認方法

次の手順で行政地図情報提供システムのホームページを参照し、確認してください。

(ア) 建築協定等の区域内外の確認

行政地図情報提供システム HP

<https://www.city.yokohama.lg.jp/>

(イ) 建築協定等の制限内容の確認

都市整備局 HP

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/>

まちのプラン・ルール（地区計画等）→・建築協定→地域まちづくりの推進 建築協定
（お問い合わせ）青葉区区政推進課 045-978-2217

6 各事業運営にかかる経費について

(1) 地域活動拠点運営にかかる補助金について

事業の実施に要する経費として、横浜市は運営団体に対して補助金を交付します。補助金額については、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、市の予算の範囲内で交付します。

なお、運営団体は横浜市補助金の申請・交付・確定に伴い、横浜市補助金交付規則及び補助金交付要綱に規定する業務を行うこととします。

各申請書類を作成する際は、補助金額全体の上限を 8,329 千円とし、各費目については下記の＜運営費費目について＞の上限額以内としてください。

令和 2 年度については、3,707 千円を上限に交付します。

申請書に記載する補助金額は、次のとおりとします。

(2)補助金 = (5)運営費 - (1)団体の自主財源 - (3)実費負担に係る収入 - (4)その他収入

<収入と支出一覧>

収入	(1)団体の自主財源	団体が自主的に支出する経費
	(2)補助金	横浜市が支払う補助金
	(3)実費負担に係る収入	利用者負担、自主事業収入
	(4)その他収入	広告収入、協賛金など
支出	(5)運営費	人件費、事業費、広報費、使用料、修繕費、光熱水費、事務費等

<運営費費目について>

	項目	対象とする経費	上限額
1	人件費	交通費、社会保険料等を含む総人件費を対象とする。	3,850,000円
2	事業費	講師謝金、ボランティア謝金、交流事業等にかかる消耗品費・保険料など	1,000,000円
3	広報費	広報にかかる印刷製本費など	300,000円
4	使用料・賃借料	運営団体が確保する物件の賃借料等のうち、地域活動拠点の事業に使用する部分にかかるもの	1,980,000円
5	修繕費	備品修繕費、施設修繕費など	300,000円
6	光熱水費・施設管理費等	光熱水費、清掃費、施設点検費用など	500,000円
7	開設時の初度調弁・施設整備費	備品購入費、消耗品費、施設改修費用など	500,000円
8	その他経費	1から7に定めるものの他、市長が特に必要と認めるもの	
9	事務費	電話代、郵送代金、事務用品購入等の消耗品費など	1から8を合計した金額の10%を上限とする

7 申請団体の要件

申請団体の要件は、株式会社、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人等のうち、次の各号にすべて該当する団体とします。

- (1) 代表者又は役員が、以下の項目に該当しないこと
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性のある者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）でないこと
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと

- (4) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していないこと
- (5) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要がある場合、その手続きを行っていること。
- (6) 会社更生法、民事再生法による更正・再生手続き中でないこと
- (7) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）
- (8) 本事業の実施にあたり、事業の安定的な運営及び適切な施設管理が可能なノウハウ、実施体制、経営基盤等が確保されていること

8 運営期間

運営期間は、協定書締結日（令和2年度中）から令和7年3月31日までとします。

青少年の地域活動拠点開設時期については、青葉区長と協議の上、決定します。この間、運営団体は会計年度ごとに補助金交付申請を行うことができます。

ただし、毎年度交付申請書により事業目的及び内容の審査を行い、適正と認められる場合に補助金を交付します。

また、運営期間中に、運営団体が次の事項に該当し、運営団体として適当でないと認める場合には、運営団体の選定を取り消し、または運営の停止を命じることがあります。

- (1) 青葉区が実施するヒアリング及び事業評価の結果、運営団体として適当でないと認めるとき
- (2) 事業運営にあたって横浜市や地域との連携及び協力の姿勢がないとき
- (3) 正当な理由なく、横浜市の指示に従わないとき
- (4) 補助金の不正受給があったとき
- (5) 事業実施中に利用者及び保護者等の信用を著しく失墜したとき
- (6) 事業実施中に、営利活動、宗教活動又は政治活動を行ったとき
- (7) その他運営団体として適当でないと横浜市長が認めるとき

9 留意事項

事業を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（平成17年2月横浜市条例第6号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を順守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

10 公募に関する事項

(1) スケジュール

時期	手続き等
令和2年5月29日（金）～8月14日（金）	公募期間（申請の受付）
令和2年5月29日（金）～6月26日（金）	質問の受付
令和2年7月10日（金）	質問の回答
令和2年8月17日（月）～8月25日（火）	現地確認
令和2年9月上旬（予定）	① 選定にかかる検討会（書類選考、団体プレゼンテーション、ヒアリング） ② 選定評価委員会
令和2年9月中（予定）	選定結果通知

(2) 公募手続きについて

ア 募集要項の配布

青葉区役所ホームページからダウンロードいただけます。

■横浜市青葉区役所ホームページ URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/aoba/kurashi/kosodate_kyoiku/ikusei/tiikikatsudoukyoten.html

イ 質問の受付

募集要項等の内容に関する質問は、質問票（別紙「様式Ⅲ - 1」）により、受付けます。

電話でのお問い合わせには応じられませんので、御了承願います。

(ア) 受付期間

令和2年5月29日（金）から6月26日（金）17時まで

(イ) 提出方法

質問票を横浜市青葉区役所子ども家庭支援課までE-mailにて送付ください。

(ウ) 提出先

横浜市青葉区役所子ども家庭支援課

E-mail: ao-houkago@city.yokohama.jp

※件名は「【質問】青葉区青少年の地域活動拠点」と入力してください。

ウ 質問の回答

質問に対する回答は、令和2年7月10日（金）に、横浜市青葉区役所ホームページへ掲載します。

■横浜市青葉区役所ホームページ URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/aoba/kurashi/kosodate_kyoiku/ikusei/tiikikatsudoukyoten.html

11 応募に関する事項

応募にあたっては、次のとおり申請書類を提出してください。

(1) 提出書類

別紙「提出書類一覧」のとおり

※「Ⅰ 事業者の概要・財務状況等」はフラットファイル1冊にまとめてください

※「Ⅱ 事業運営に関する計画」は様式1～7を1部ずつフラットファイルにまとめ、15冊提出してください。

(2) 申請書類受付期間及び時間

令和2年5月29日（金）～8月14日（金）

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前9時から12時まで及び午後1時から5時までの間受け付けます。

※書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に提出先に電話のうえ、御来庁ください。

(3) 提出場所

横浜市青葉区市ケ尾町31-4 青葉区役所2階 こども家庭支援課（37番窓口）

電話 045-978-2345

(4) 追加書類の提出

(1)の提出書類のほか、横浜市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(5) 提出書類の著作権の帰属等

提出書類の著作権は応募団体に帰属します。ただし、横浜市は公表等が必要な場合には、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(6) 費用の負担

申請にかかる費用は、すべて応募団体の負担とします。

(7) 資料の取扱

横浜市が提供する資料は、申請にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、横浜市の了解を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

(8) その他留意事項

ア 提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

12 選定に関する事項

(1) 選定基準

運営団体の選定にあたっては、次の選定基準に基づき、応募団体の提出書類等について評価します。

ア 事業の趣旨について理解し、実施要綱、選定要綱及び募集要項に沿った適切な事業提案を行い、かつ、その提案に基づいた運営が可能であると認められる団体であること。

イ 地域、区役所、学校等の支援や協力を得ながら、事業を効果的かつ効率的に展開できる団体であること。

ウ 横浜市において青少年の自立支援を目的とした事業に、連携・協力できる団体であること。

(2) 実施予定場所の現地確認

選定前に実施予定場所の現地確認を行います。日時は、公募期間終了後一週間以内に調整させていただきます。

ア 実施日時

令和2年8月17日(月)～8月25日(火)のうち、1時間程度

イ 訪問人数

2～3名程度

ウ その他

直接物件前へお伺いします。物件を簡単に御案内くださるようお願いいたします。

また、施設内外を写真撮影させていただきますのでご了承ください。

(審査資料以外の目的では使用いたしません。)

(3) 選定方法

ア 選定に係る検討会

運営団体の選定にあたっては、横浜市職員以外の方で構成される検討会を設置し、意見を伺います。検討会では、応募団体が申請書に基づきプレゼンテーションを実施し、不明な部分について、各委員がヒアリングを実施します。ヒアリング後、各委員は意見書を作成します。

イ 選定評価委員会

検討会開催後、横浜市職員で構成する選定評価委員会において、応募団体が提出した申請書及び検討会の各委員の意見書に基づき、採点を行います。評価は500点満点とし、最低基準を300点とします。選定評価基準及び評価項目については、青葉区青少年の地域活動拠点運営団体の選定評価基準を参照してください。

ウ 運営団体の選定

選定評価委員会の採点結果を参考に、青葉区長が運営団体を選定します。

エ 選定結果通知

選定結果(選定又は非選定の結果)は、全応募団体に文書により通知します。通知の時期は、令和2年9月中を予定していますが、選定作業の状況により時期を変更する場合があります。

オ 選定結果公表

運営団体の選定後、応募団体の採点結果及び意見の概要については、横浜市青葉区役所のホームページで公表します。

13 団体選定後の諸注意

(1) 補助金交付申請書類の提出、協定の締結等

運営団体として選定された後は、補助金交付申請書類を提出していただきます。申請された事業計画及び補助申請額等について、横浜市が審査を行い、予算の範囲内で経費の一部を補助します。各月の申請額は原則として前月に交付しますが、開所月については、当月に交付します。概算払により交付するため、年度末に概算払金清算書を提出いただいたのち、補助金交付額を確定します。

また、事業実施にあたっては、令和2年度中に協定書を締結することによって確定するものとします。

(2) 業務の開始にかかる準備業務について

事業を開始するまでの期間には、業務を実施するためのレイアウト検討等、事業開始に必要な準備業務を行っていただきます。行っていただく業務は、概ね次のとおりです。また、開設時の初度調弁・施設整備費以外の費用は団体が負担するものとし、横浜市は負担しません。

ア 実施場所のレイアウト検討

イ 備品等の購入

ウ 青葉区こども家庭支援課、こども青少年局青少年育成課等との連携・調整

(3) 備品類について

横浜市からの補助金により購入し、管理・使用する備品類は、運営期間満了前に事業停止に至った場合には、横浜市に返却していただきます。

(4) その他

運営団体は、運営期間が満了した場合又は運営の停止を命じられた場合など、業務を他の団体に引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継ぎに協力しなければなりません。

14 窓口

横浜市青葉区こども家庭支援課 担当者：高橋

〒225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町 31-4

電話：045-978-2345 FAX：045-978-2422

E-mail：ao-houkago@city.yokohama.jp